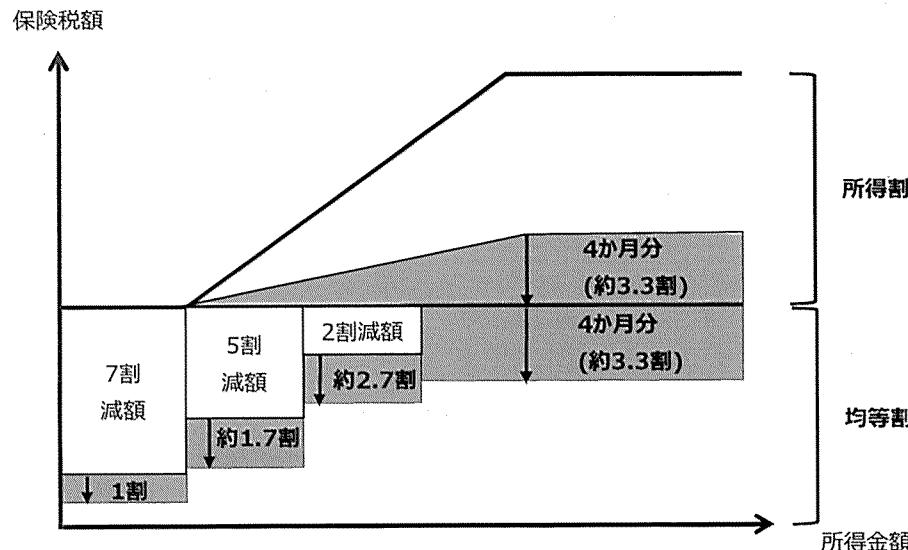


出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額の軽減措置の概要

- 子育て世帯の経済的な負担の軽減及び次世代育成支援等の観点から、
出産被保険者に係る令和6年1月分以降の産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額を免除する。

● 軽減措置のイメージ【単胎妊娠の場合】



- ・出産被保険者に係る産前産後期間（単胎4か月、多胎6か月）における所得割及び均等割を免除します。
- ・低所得世帯軽減措置（7・5・2割減額）が適用されている世帯については、軽減措置後の産前産後期間における所得割額及び均等割額を免除します。
(単胎妊娠で7割減額対象世帯の出産被保険者の場合、残りの3割のうち、産前産後期間における所得割額及び均等割額を免除することで年額換算では8割の軽減措置となります。同様に5割減額世帯は約6.7割、2割減額世帯は約4.7割の軽減措置となります。多胎妊娠の場合、同様に、8.5割、7.5割、6割の軽減措置となります。)
- ・軽減分は、一般会計からの法定内繰出金を特別会計に繰り入れます（国・地方の負担割合は国1/2、県1/4、市1/4）。
- ※「出産」は妊娠85日以上の分娩をいい、死産・流産（人工妊娠中絶を含む。）・早産の場合も対象となります。

● 軽減措置の対象期間

- ・軽減措置の対象期間は、「単胎妊娠」と「多胎妊娠」の場合で異なります（色塗り部分が免除対象）。

	3か月前	2か月前	1か月前	出産の日(又は予定日)	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠の場合							

	3か月前	2か月前	1か月前	出産の日(又は予定日)	1か月後	2か月後	3か月後
多胎妊娠の場合							

	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月
※施行日との関係（令和6年1月以降に免除対象月がある場合が免除の対象となる。）			出産の日			→令和6年1月1日施行